



金融庁における法令解釈にかかる照会

平成19年7月17日

金融庁監督局総務課金融会社室 御中

下

照会者

代表者代表取締役

電話

ファックス番号

下

上記照会者代理人

印

電話番号

ファックス番号

電子メールアドレス

金融庁における「法令解釈等に係る一般的な照会制度」に基づき、以下のとおり照会します。

なお、照会及び回答の内容が公表されることに同意します。

記

1 照会の対象となる法令の条項及び具体的な論点

(1) 法令の条項

前払式証票の規制等に関する法律（平成元年法律第92号）第2条2項

(2) 論点

有効期限又は使用期限を記載することなく発行した前払式証票について、前払式証票の規制等に関する法律（平成元年法律第92号）第2条2項の基準日未使用残高の計算にあたって、同法施行規則第2条記載の基準日未使用残高の中に含まれている、発行日から満5年以上経過した前払式証票は、証票に基づいて発行者が所持人に対して負担する債務を商法第522条にいう商行為によって生じる債務に該当し、時効によつてもはや「代価の弁済に充てられなくなった額」（同法施行規則第2条）と解釈して、これら時効にかかった証票を直前の基準日未使用残高から控除することは可能かどうか。

2 照会に関する照会者の見解及び根拠

別紙を参照願います。

以上

## 照会に関する照会者の見解及び根拠

### 考察の対象について

照会者は「A券」という商品券を発行している。

「A券」(以下「本券」という)は、1987年12月以来500円券と1000円券の2種類が発行され、発行枚数は500円券が1127万枚、1000円券が69.5万枚で、現在未回収券として500円券が68.9万枚、1000円券が3.9万枚ある。

本券の裏面には、「<お客様へ>と題して、(1)本券は全国の加盟店マークのある店でお好きな商品と交換できます。(2)本券は現金とお引換えはいたしません。(3)本件による返金、おつり銭はご容赦ください。(3)本券の盗難、紛失、滅失等の責任は負いかねます。

<販売店様へ>として、(1)本券ご持参のお客様に本券と引換えに、500円分の商品をお渡しください。(2)本券をお受け取りの際には必ず裏面のバーコードにより本券であることを確認ください。」とあり、発行者の住所氏名の記載がある。発行の日付は、記載がない<sup>1</sup>。

### 本券の法的性格

本券のような商品券に関しては、その発行手続きの適正化、消費者保護の見地から、「前払式証票の規制等に関する法律」(平成元年法律第92号)が定められている。本法律によれば、本券は「第三者発行型前払式証票」に該当する。

一概に商品券と言っても、様々なタイプのものがあるようであり(プリペイド・カードを含めると極めて多彩なものが発行されている)、ある程度特定の商品券を念頭に置いた議論が必要と思われる。ここでは、「A券」を念頭において、議論する。

商品券の法的性格については議論があり、概略以下の見解が主張されている<sup>2</sup>。

(1) 金券説 収入印紙や郵便切手のように、証券自体が表示された金額に相当する価値を有するもので、特定の法律関係において、金銭と同様に支払としての効力を有する証券というもの。

(2) 給付請求権を表彰する有価証券 「ビール券」等を念頭に置いて、一定種類の商品を一定数量の引渡しを求める給付請求権を表彰する証券とするもの。

(3) 法的地位を表彰する有価証券 発行者において、前払式証票、取引約款、加盟店契約などのシステムが存在することを前提に、商品の購入者が発行者と供給者間の加盟店契約に基づき、商品購入の際発生した債務の免責を受ける法的地位を表彰した有価証券とするもの。

前記の(1)説は、切手、印紙などの法律が強制的に価値を付与している金券と商品券などの特定の商品に結び付けられた証券を同一視して、両者に同一価値を与えるもので法解釈としては無理があるように考えられる。また、金券であったとして、それが究極的にどの

<sup>1</sup> バーコードの情報から、発行日をコンピュータ上識別できるとの説明があった。

<sup>2</sup> 片岡義広「プリベート・カードの法的性質と契約関係」ジュリスト951号41頁参照

ような私法上の権利を表彰しているか語っておらず、不明である。この説は、その意味で限界があると思われる。

前記(2)説は、この種の商品券の使用の実態、つまり利用者は当該商品券の券面上の記載から許される特定の商品をまず選択して、その代金の支払のために、商品券を利用しているという現状からすると、当該商品券がアприオリに商品の給付請求権を表彰しているということは無理があると思われる。この見解は、ビールを1本もらえるというような限定された商品券には妥当するが、流通している商品券一般には妥当しないものと思われる。もちろん、特定の物の給付請求権を表彰した有価証券というものは、現に存在しているが、これをもって商品券一般の法的性格であるとすることは、疑問である。

もっとも、この説を支持する学者の意見も多い<sup>3</sup>。上記のように商品券の使用の実態をとらえると、法律構成がシンプルすぎるようと思える。

結局、(3)説の方が現実に流通している商品券の実態をとらえており、正当ではなかろうか。この説は、商品券の現実の利用者の法的地位を有価証券の法的性格論の中心に置いているが、商品券の発行者と購入者との間の商品券購入契約の面から検討すると、当該有価証券はそのような有価証券の使用者を第三者とする「第三者のための契約」(民法第537条)の契約上の地位をあわせて表彰するものと考えられる<sup>4</sup>。

A券は、(3)説に従い加盟店契約のシステムを通じて、発行者が購入者との間で当該証券の使用者に対して特定商品の購入の際に商品代金支払い債務の免責を受ける法的地位<sup>5</sup>を表彰した有価証券と考える。

なお、前記(2)説を採用した場合も、後に議論する時効の問題に関しては、同じ結論に至るものと考える。

### 有価証券の権利の時効

手形、小切手などは、実定法である手形・小切手法に時効の規定がある(手形法70条、小切手法51条)。しかし、実定法に根拠を置かない前記の商品券の時効はどのように考えるべきであろうか。

前記のように商品券の法的性格として法的地位を表彰した有価証券とすると、それは広義の意味で一種の債権<sup>6</sup>であり、このような権利である以上当然消滅時効ということは考え

<sup>3</sup> 川村正幸(一橋大学教授)「プリペイド・カードに関する法律問題」手形法研究425号16頁外。

<sup>4</sup> 宇田一明「商品券の法的性質」(有因証券法の研究)258頁参照

<sup>5</sup> このような法的地位によって、所持人が行使する権利は、講学上「形成権」といわれるものであり、それは権利者の一方的意思表示により法律関係の変動を生じさせる権利であり、いわゆる債権が、相手方に何らかの給付を求める権利であるのとは、異なっている。

<sup>6</sup> 「広義の意味で」というのは、前記注5のところでも述べたが、表彰される権利が「形成権」だからである。民法167条は、「債権」は10年で時効にかかるとし、債権又は所有権以外の権利は、20年で時効にかかるとしている。このため、形成権は、20年の時効にかかる

られる。一般に、時効にかかるない債権的権利は存在しないと考えられる。有価証券に表彰された権利も例外でなく、本券に表彰された権利も例外ではないと考えられる。商品券の法的性質につき、(2)説の給付請求権という考え方を採用した場合も、当然債権を表彰していると考えるから、同じく時効ということは当然肯定されるはずである。

本券のA券の発行は、商法501条4号の「手形その他の商業証券に関する行為」であり、それは商行為(絶対的商行為)とされる<sup>7</sup>。そして、商法522条は、「商行為によって生じた債権は、この法律に別段の定めがある場合を除き、5年間行使しないときには、時効によって消滅する。」としているから、本券に表彰された権利も5年間の消滅時効にかかるというべきである。白地小切手の補充権の消滅時効は、商法522条により5年の消滅時効にかかるとする判例(最判昭和36年11月24日)、手形・小切手の利得償還請求権について、同じく5年の消滅時効にかかるとした判決(最判昭和42年3月31日)等が、参考とされるべきである。

「前払式証票の規制等に関する法律」(平成元年法律第92号)以前、供託の基準となる発行残高の計算に関し、大蔵省は「商品券は商行為により生じた債権を表彰する証券であり、商法522条の規定により五年で消滅時効にかかります。但し、商品券に有効期限の定めがある場合には、債権の消滅時効を短縮する契約は有効であり、その有効期限内においてのみ権利を行使できることとなります。」と説明したようであり<sup>8</sup>、当時の当局の考えも商法522条による時効を肯定したものと考える。

もっとも、消費者保護の見地から、発行日の記載のない商品券の時効を否定する見解もある。「発行日の記載のない商品券でも発行から5年で時効消滅すると考えることは、消費者に対して不測の損害を与える。このような場合、時効の利益を事前に放棄することが許されないので(民法146条)、無期限に有効であるとの默示の約束がなされていると解することになる。」<sup>9</sup>というものである。しかし、時効の利益を事前に放棄することが許されないということは、事前の默示の約束も無効とする事である。「時効の完成を困難にする特約—時効期間の延長、中断事由の排斥など—is、一般に無効である。」との見解<sup>10</sup>及び「時効にかかるない債権、すなわち弁済の証拠がない限り永久に権利を行使できる債権を合意で作

---

るのでないかという疑問がわくが、形成権の行使による権利関係の実現を請求するというプロセスないしその帰趨が問題とされるべきであり、そうすると形成権と債権を区別する必要はなく、形成権も民法167条1項により10年の時効にかかると考えられる(我妻栄「民法総則」1992年12月刊、498頁参照)。

7 「商業証券とは、商取引の目的とされる有価証券をいう。……商取引の目的とされる種類の有価証券であれば、常に取引の目的とはされなくても、やはりここにいう有価証券にあたるものと考えるべきである」(平出慶道著「商行為」(現代法律学全集17、昭和55年9月)47頁)参照。

8 松本恒雄「プリペードカード取引と消費者保護」778頁、779頁に引用がある。残念ながら、本文は現在入手できていない。

9 前掲松本恒雄論文779頁。

10 前掲我妻「民法総則」452頁。

「ても、そのような合意は無効である」との見解<sup>11</sup>等の通説に照らすと、時効否定説は消費者保護の思想を偏重して民法の一般原則を否定するもので、法解釈としてはかなりの飛躍があるのではないかと思われる。発行日が何時なのかということは、証券に記載があることは好ましいことであるが、手形・小切手が有するような文言証券性<sup>12</sup>が、実定法をもって定められていない商品券については、商品券にその記載がなされていないとしても、実体的な証拠によって発行日を証明できれば許されることであり、発行日の記載がないことから時効を否定することは、法解釈としては困難ではなかろうか。消費者保護の問題は、別の見地からフォローすべきことと考える。

### 時効の起算点

次に、本券のような商品券について時効が考えられるとしても、その時効の起算点が問題となる。

消滅時効は、その権利を行使できるときから進行する(民法166条1項)。つまり、債権について、権利行使の始期(満期)の記載がある場合は、確定期限を付したものとして、その始期の翌日から、権利行使の始期(満期)の記載が特にならない場合は、期限の定めのない権利と扱われ、権利が発生したときから直ちに、それぞれ時効の期間が進行する。

そうすると、本券では、本券を発行したときから、その所持人は本券によって、商品を購入してその代金の支払に本券を使用できる。だから、消滅時効の起算は、純理論的には、個々の商品券を発行したときと考えられる。

しかし、本券には、手形や小切手のように発行日の記載がないため、個々のA券の時効の起算点が具体的にいつなのか一見してわからないという問題がある。

発行会社である照会者は、本券の発行を1996年7月に停止したのであるから、時効の起算点を所持人に有利に解釈して1996年8月1日からと解釈することが考えられる。

そうすると、A券は、1996年8月1日から満5年経過した2001年7月31日の経過をもって、消滅時効が完成したと考えることができる<sup>13</sup>。

<sup>11</sup> 内田貴著「民法I(第3版)」327頁。

<sup>12</sup> 証券上の権利の内容が証券上の記載文言によって決定され、記載のない事項を証券の所持人に主張できないことをいい、手形・小切手が典型的な文言証券である。

<sup>13</sup> 時の経過によって時効にかかったと思われる権利が当然に消滅するものではないといわれる。これは、「時効の援用」ということが、民法に定められているからである(民法145条)。民法を忠実に読めば、時効は裁判上の「抗弁」(原告の主張する権利に対して、防戦的に権利消滅または障害事由を述べ立てる弁解)又は「主張」と位置づけられている。訴訟のレベルでなく、実体法的な権利として時効制度を「援用」するとすれば、個々の権利行使があったとき、「時効だからこの「A券」は、使えません。」と加盟店が対応することになる。いずれにせよ、時効にかかったといってみても、これを何らかの形で所持人に周知徹底する必要があることはいうまでもない。

## 消費者契約法の観点から

A券は、多くの一般の商品券に記載があるように商品券の有効期間の記載がなく、本券を購入した消費者にとって親切とはいがたい点がある。商品券の有効期間は、消費契約（「消費者契約法」（平成12年5月12日法律第61号）第2条3項）上の重要事項であり、本来は有効期間の明示的な記載があるべきである。しかしながら、本券の発行時点では、消費者契約法は制定されておらず、発行者において「消費者契約」的な発想が乏しかったことは、残念ながら、やむをえない面もある。

仮に発行者において、前記の消滅時効を援用すると、いつまででも使えるというA券の所持人の期待に反することになるかもしれない。しかし、消費者契約法も事業者が民法、商法による法律の一般原則の援用、あてはめをして、消費者契約の効力を議論することは否定していない（消費者契約法11条）のであるから、事業者が消滅時効の援用をして、その債務を免れることの可能性は否定されるべきではないと考える。

しかし、時効を援用する場合は、消費者の利益ができるだけ損なわないように事前の新聞広告等により消費者に対する権利の消失の周知に努めるとともに、一定期間の猶予を与えて、有効期間の明示された他券への転換等をうながす必要があることを照会者としては強く自覚している。

## 発行保証金の取り戻しについて

前払式証票の規制等に関する法律施行令第10条1項は、発行保証金の取り戻しに関して定めている。これによれば、基準日未使用残高の2分の1を超える商品券に相当する保証金を金融庁長官の承認を受けて取り戻すことができるとされている。そして、基準日未使用残高とは、同法施行規則2条により計算されるもので、「有効期限の到来その他の理由により代価の弁済に充てられなくなった金額」は、残高から控除されることになっている。ここでいう「その他の理由」とは、本件で議論した消滅時効の完成の場合を含むものと解する余地もある。

よって、上記施行規則をもとに、時効完成分の保証金を取り戻すことは、否定されるべきではないと考える。

以上